

平成30年第8回(7月)大玉村教育委員会臨時会会議録

1 日 時

平成30年7月24日(火曜日) 午後2時

2 場 所

大玉村農村環境改善センター2階 農事研修室

3 出 席 者

教育長 佐藤 吉郎 1番委員(教育長職務代理者) 伊藤 忠和

2番委員 斎藤 雄一郎 3番委員 須藤 綾子 4番委員 高島 由美子

4 欠 席 委 員

なし

5 説明のために出席した職員

教育部長 菊地 健 教育総務課長 橋本 哲夫

生涯学習課長 溝井 久美子 指導主事 佐久間 仁

6 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名委員及び書記の指名

日程第3 議案の審議

議案第18号 平成31年度使用教科用図書採択について

議案第19号 福島・伊達・安達採択地区協議会の再編にかかる同意について

日程第4 その他

日程第5 次回委員会の日程について

7 議事内容及び経過

教育長 平成30年第8回教育委員会臨時会を始めます。議事に入ります。

日程第1 会期の決定について。本日1日限りでよろしいでしょうか。

教育委員 「異議なし」

教育長 会期は、本日1日とします。

日程第2 会議録署名委員及び書記の指名について。会議録署名委員に1番委員さん、4番委員さんをお願いします。書記については、主任主査兼学校教育係神野藤係長を指名します。

日程第3 議案審議 議案第18号 平成31年度使用教科用図書採択について議題とします。

審議に入る前に、教科用図書採択の手順、流れについて、確認の意味も兼ねて菊地部長より説明をお願いします。

教育部長 まず資料1をご覧ください。資料1は教育委員会の会議の法律関係、村の規則の抜粋です。教育委員会の会議については公開しなくてはならないという規定。会議は傍聴することができるが、議決により秘密会としたときはこの限りではないということです。本日の教科書採択の関係ですが、義務教育諸学校の

教科用図書の無償措置に関する法律を抜粋でお配りさせていただきました。下の第13条ですが、教科用図書の採択に関して、一番下の第4項、第1項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない、とあります。5項については、前項の場合において、当該地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないとされています。

資料2をご覧ください。こちらは福島・伊達・安達採択地区の教科用図書共同採択に関する規程です。まず、第1条につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、福島・伊達・安達採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について、必要な事項を定めるものとなっております。第2条は、教科用図書採択事務の委任です。法第13条第4項の規定によりまして、福島・伊達・安達採択地区協議会を設けて、採択地区協議会長に採択事務一切を委任すると規定しています。第3条では、協議会を構成する8つの教育委員会が記載されています。第二章は、採択地区協議会に関する規定です。この協議会は、採択地区内の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。名称につきましては第5条にあります。福島・伊達・安達採択地区協議会となっております。2ページの第三章ですが、選定委員会の設置に関する規定です。3ページには第四章、調査委員会の規定がございます。4ページに行きまして、第七章、関係市町村教育委員会における教科用図書の採択ということで、第19条、関係市町村教育委員会における教科用図書の採択は、法第13条第5項の規定に則り、協議会の報告に基づき行うものとするという規定です。これを分かりやすくしたのが資料3の平成31年度使用教科書（中学校道徳科）採択の順序の図となっております。

以上です。

教育長

確認しておきたい事などがありましたらお願いします。

教育委員

「質疑なし」

教育長

よろしいですか。それでは、只今お配りしました資料の内容につきまして指導主事より説明をお願いします。

指導主事

それでは、お手元の資料6をご覧くださいと思います。

今回、先程説明がありました無償措置法第13条に基づき、採択地区協議会において採択された教科用図書について、調査研究結果に基づいてまとめたものとなっております。本村におきます平成31年度の使用教科用図書についてこれからご提案させていただきたいと思います。1ページをご覧ください。教科用図書の調査研究結果についての報告となります。共同採択された教科用図書について説明申し上げたいと思います。今回調査対象となった教科書は、全部で8種ありました。その中から選定された教科書ですが、第1位が光村の「君

が一番光る時」です。こちらが選定された理由としまして大きく3つございます。

1つ目は、多様な考えによって価値に迫る教材を多数配置し、生徒一人ひとりが自我関与によってそれぞれの考えをもち、話し合いや交流によって多面的・多角的な考えに気付き、学習を深めるように工夫されております。また、教材の配列・構成は、学校生活の実態や生徒の発達段階に基づいており、各教材の学習効果が十分に得られるよう工夫されております。

2つ目は、生命の尊さについて重点化を図るとともに、いじめ問題、情報モラル、社会参画などの今日的な課題を、教材とコラムのセットで掲載することで多様な価値観について学ぶように構成するなど、生徒の発達段階や特性に配慮しております。

3つ目としまして、手引き「学びのテーマ」を設定して、生徒への発問を複数の観点から用意し、生徒が教材のテーマに基づき、発問から考えを広げ深め、自己の変容を振り返るようにするとともに、付録「学びの記録」を設け、大きくくりなまとまりでの自分自身の変化や成長を捉えられるように工夫されている点です。

以上のような点から、本教科書は「学習指導要領の目標達成のための内容」、「多面的・多角的な考察に資する内容」、「心身の発達段階への適応」、「自己の成長を実感する構成」、そして、「考え議論する道徳」の観点から、本地区の生徒にとって最も適した教科書であると考え、1位推薦とする事といたしました。

2位としましては、東京書籍の「新しい道徳」が挙げられております。こちらも理由としましては（以下省略）2位推薦といたします。その他の教科書につきましては3位同等ということで6社ありますので、後程ご参照いただければと思います。

以上のことから、今回、光村図書株式会社の「道徳 君が一番光る時」を第1位ということで推薦させていただきます。ご協議の程よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思いますが、最終的に1位と2位ということで、光村と東京書籍の説明がありましたが、それをご覧になって説明に対する質問等をいただいて、その後議決に入っていきたいと思っておりますので、少し時間を取りたいと思います。2つしか用意していない理由は、8社あった中でこういった風に絞り込みをしていったかということ、資料No5が第2回採択地区協議会で使われたのですが、この中の4ページが選定委員会等の役割について説明がありました。No5が調査委員会ですね。説明させていただきますと、資料の3をご覧ください。採択地区協議会があって、そこから法令・条例・規則・規程等によりまして、採択地区協議会選定委員会に諮問をします。採択地区協議会選定委員会のメンバーは規程の中に入っていますが、資料5の4ページというような形で割り振りをされます。そういった形で教育委員さん、学校の校長・教頭・教諭、保護者代表等で構成するメンバーで

す。選定委員会で答申をいただくこととなりますが、もっと専門的に道德の教科書の中身について詰めていただきたいということで、採択地区協議会調査委員会。これは学校の先生方、校長・教頭等今回は9名です。この方たちが2日間かけて多面的にいろんな視点から、2種に絞り込んでいったという経緯です。

それではご質問等がありましたらお願いします。

3 番委員

教科書を選定するのに、評価によって1位2位と順位を出されたわけですが、この順位の差はどの位あったのかお聞きします。

教育長

最終的には僅差とのことです。光村の良さと東京書籍の良さをそれぞれ出し合って、調査委員会で議論してもらいました。資料5の第2回採択地区協議会、これの1ページの基準に基づいて進めていったそうです。

他にはありますか。

教育委員

「異議なし」

教育長

よろしいでしょうか。それでは異議なしという事で31年度使用教科書については提案のとおりと思いますが、確認をさせていただきます。資料4の説明をさせていただきます。

教育部長

資料4の説明です。先程、採択地区協議会のお話をさせていただきましたが、福島・伊達・安達採択地区協議会長から福島県市町村教育委員会連絡協議会安達支会長に対して、平成31年度使用教科用図書の採択の決定ということで報告のあった通知文です。この中身につきましては、「このことについては、平成30年7月17日に開催した採択地区協議会において決定したので報告する。」という内容でございます。平成31年度の資料の小学校用の教科用図書につきましては、継続使用となっているので併せてご報告をいたしますということでございます。また、この決定につきましては、9月1日までは非公開となっておりますので、取り扱いについてはご注意くださいと注意書きがされておりますことから、今回配布しました資料につきましては、本委員会終了後回収させていただきますと思います。2ページから4ページに関しては、平成31年度継続して使う小学校教科用図書の一覧となっております。5ページは31年度に使用する、今回採択しました特別教科道德発行者の採択決定についての協議会長からの報告通知でございます。

教育長

2から4ページに載っている意味と、それを今回採択しないことの説明をいただきましたかったのですが、分かる範囲でお願いします。

指導主事

平成32年度に学習指導要領に基づいて小学校の各教科の教科書が使用開始となるので、来年度は、現在使われている現行の教科書をそのまま継続して使用するという事です。

教育長

ご理解いただけますでしょうか。それでは、次年度に使用する中学校道德の教科書は、光村図書の「君が一番光る時」でよろしいでしょうか。

教育委員

「異議なし」

教育長

異議なしと認め、提案どおり採択することと決定いたします。

教育長

それでは議案第19号 福島・伊達・安達採択地区協議会の再編にかかる同

意について教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

資料の2ページをご覧ください。議案第19号 福島・伊達・安達採択地区協議会の再編にかかる同意について。別紙のとおりとすることに同意するものとするということで、3ページをご覧ください。こちらにつきましては、佐藤教育長より以前からお話がありましたが、福島市が中核市移行となることにより、教科用図書採択地区の変更を願いたいということで同意を求められています。3ページに具体的にありますが、31年度以降、「(仮称) 福島市」の福島市教育委員会と「(仮称) 伊達・川俣・安達採択地区協議会」7市町村となっていますが、福島市教育委員会が単独で採択を行い、福島市以外の7市町村で新たに採択地区協議会を設置するものです。福島市が抜けることについて同意をすることについてお諮りするものです。

教育長

この経緯については、これまでもお話させていただきました。改めて福島市の教育長からお話があったものですから、それぞれ持ち帰って教育委員会に議案として提出して、議決をいただいて報告しますということでしたので、こういう形で提案させていただきました。

ご意見、ご質問等をお願いします。

1 番委員

福島市の教育委員会は抜けるということですか。福島市は福島市だけ。

教育長

そのとおりです。

1 番委員

先生方が授業をやりづらいということはないですか。例えば、伊達・川俣・安達から福島市に異動した場合など。

教育長

これから、新たに規程を作る作業が必要になりますが、その中でいろいろ案を作ってお諮りしたいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

教育委員

「異議なし」

教育長

それでは、異議なしと認め議案第19号 福島・伊達・安達採択地区協議会の再編にかかる同意については承認いただきました。

教育長

日程第4 その他について、何かありましたらお願いします。

教育総務課長

本年度5月の第5回定例教育委員会の会議録を事前に皆さんに配布させていただきました。中身は事前にご確認いただいたかと思います。内容につきまして、何かあれば修正等して、最終的にこれでよろしければ承認したいと思いますのでよろしくお願いします。

教育長

気になったところとか間違っているところがありましたら指摘していただいて、無ければこれをホームページにアップするということです。

教育長

日程第5 次回の委員会の日程です。定例会を8月23日の午前9時からとしたいと思います。よろしくお願いします。

以上を持ちまして、第8回の臨時会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。